

男女平等な社会参画の推進

これまでの社会では、さまざまな領域において、女性の社会参画が大幅に制限されてきました。その基本には常に、男が外で働き女は家庭を守るのが本分であるという伝統的な性別分業の視点が強く支配しています。国際連合における女性差別撤廃のためのさまざまな動きやその国内への大きな影響によって、伝統的な性別分業を当然とする考え方はわが国においても大きく修正されつつありますが、それはまだ理念としてのみ唱えられることが多く、実際には相変わらず非常に多くの社会的な場において女性が男性と対等、平等に参画しているとは言い難いのが実態です。

これは市民社会の構造全体に関わることから、その中で市の行政として直接決定できる部分は限られていますが、男女共同参画社会基本法に基づき、市の行政が可能な限りその方向に貢献できるよう目指します。特に、基本法において提唱されている「積極的改善措置」は、これまでの男性優先の社会を是正するために非常に有効な手段の一つですが、市民社会の多くの場所において「積極的改善措置」が導入されることを期待するためには、まず市みずからがそれを実行する必要があります。しかし、現在のところごく近い将来において「積極的改善措置」を断行するだけの基盤は、まだ整っていないと言わざるをえません。いずれ本プランの目標年度までには導入できるよう、そのためのしっかりした基盤を作る過程を必要とします。

次に、男女平等な社会参画と言っても、すでに平等、対等な立場にある女性と男性が共同して社会参画しましょう、ということではありません。社会参画の基盤としての平等がまだ整っていないのです。長い間伝統的に、そして現在においてもなお強く、女性の社会参画を妨げる要因が存在しているからこそ、男女平等な社会参画がなかなか実現しないのです。家庭生活の問題、女性への暴力の問題など、この面で取り組むべき問題も山積みしています。

(註) 積極的改善措置 (positive action)

職員等の男女の比率、各階層にわたる管理職の男女の比率、意思決定をなす委員会等の男女の比率などが50%ずつになるように、あらかじめ法例、規則等において数字を定めることを言う。自然の流れにまかせておかないで、積極的に法例等を定めて男女平等になるように改善するところから、この名がある。

1.市民社会における男女平等参画の推進

政策、方針決定の場への女性の参画

審議会等の女性委員の比率を高めるために、以下の施策を実施する。

・遠くない将来において積極的改善措置をとることができるよう、条件整備に努める。	全課 女性政策スタッフ
・女性委員登用のための指針を作成する。	
・まず、すべての審議会等において必ず女性委員を一人以上置くよう早急に努める。	
・当面の目標として、各審議会等それぞれにおいて女性委員の比率が30%を超えるよう努める。可能な限り順に、それぞれの審議会等において、その目標達成の年度を明らかにする。	
・審議会等の構成に関する条例、規則等を見直し、団体、組織から出る委員はその団体、組織の長でなくとも選出されうるよう改める。	
・推薦団体に協力を要請する。	
・委員の選出に際して、可能な限り、公募制を取り入れる。	

女性市民の声を市政に反映させる

政策、方針の決定に関する女性の参画は、単に審議会等の女性委員の比率を高めることだけで実現するものではない。社会全体が男性優先的に構成されているため、機構上、女性の市民の声がなかなか市政に反映されにくい。従って、女性市民の声を広く聞く機会を積極的に設ける必要がある。現状においては特に福祉、環境問題等に関して女性市民がすぐれた意見を持っていることが多い。

・市政のそれぞれの部門において、必要に応じて、女性市民の声を聞く場をさまざまな仕方で設ける。	全課 女性政策スタッフ
・特に福祉および環境問題について、女性市民の声を聞く機会を女性政策スタッフと関係部局が協力して設ける。	

女性の人材の発掘、育成

・市内在住、在職、またこれまで市に関係してきた女性たちの中から、広い分野にわたり人材を得るために、必要な情報を収集し、人材リストを作成する。

・さまざまな水準での社会参画が可能になるよう、女性の実力を高めるための機会を提供する。とりあえずは、公的機関における講座等をその目的に利用する。

・講座等の修了者の効果的な活用を検討する。

女性政策スタッフ

地域活動などにおける平等な社会参加

地域活動には女性も男性もそれぞれの仕方で多く参加しているように見える。しかしここにも性別役割が支配する。リーダー的な地位には男性が付き、女性は下働きの作業を多く担わされる。真に平等な社会参画のためには、その参加の仕方を見直す必要がある。

・市との関わりが密接な町会はじめ各種市民団体において、会長や意思決定機関の役員に積極的に女性が選出されるよう働きかける。

・これらの団体が積極的改善措置の意義を理解し、いずれその措置を取るよう働きかける。

・市内の女性団体の状況を把握し、その活動を支援する。

・ボランティア活動のうち、これまで女性が中心になって担ってきたものにも男性も参加するようながす。

・女性のボランティアに依存していたことのうち、可能なものは、有償化をはかる。

自治振興課
女性政策スタッフ

2.女性の社会参画をめぐる否定的要因の除去

家庭責任の平等

大多数の家庭において男女が共同生活をいとなむ形態が一般的であるにもかかわらず、男性があまり家庭責任を担っていないことが男女平等参画社会の形成を妨げる主たる要因の一つとなっている。従来のように女性にのみ家庭責任を押しつける社会的風土においては、女性が男性と対等、平等に社会参画することが不可能であるだけでなく、家庭における不平等の関係が他の社会関係に投影され、職場や社会活動の場においても女性が補助的、「主婦的」役割を担うことが期待され、それが暗黙のうちに女性に対する圧力となって働く。しかし、家庭は同時に最も私的な領域である。一方で、公的支援により個々の女性にのみしわよせされていた家庭負担を軽減する必要があるが([V章2](#)参照)、他方では個々の家庭のあり方について行政が直接介入することは許されない。家庭生活に関する行政の主たる仕事は、男女平等な家庭責任の意識を市民社会の中でつちかう作業である([章1](#)、[参照](#))。ただし、家庭内暴力の問題は個々の家庭の責任で処理できる範囲をはるかに越えることが多い。これについては市政も積極的に取り組まねばならない(次項参照)。

女性への暴力の根絶に向けて

女性の社会参画を妨げる大きな要因の一つは、女性に対する暴力、および暴力に対する恐怖である。それは単に社会参画を妨げるのみならず、人間として生きていく基本の権利に対する根本的な侵害である。家庭内での女性に対する暴力は特に深刻な問題である。外部からその実態が把握できないため、事態が深刻化しやすい特徴がある。加えて、家庭内での女性に対する暴力は家庭内にとどめおかれるべき問題とみなされ、他人に相談することすらはばかれる風潮が今なお存在している。

女性のための総合的な相談窓口の設置が急がれる理由の一つである。さらに、安全に避難できる場所(いわゆるシェルター)がこれらの女性にとって何よりも重要であろう。

・社会に存在する女性への暴力全体について、その問題の大きさを指摘し、それをなくすための呼びかけを十分に行なう(章1 参照)。	女性政策スタッフ 女性センター
・家庭内における女性への暴力の実態を何らかの仕方で調査する。	
・相談窓口を充実する(章2 参照)。	
・府、他市と協力して、シェルターを作る可能性をさぐる。	
・民間のシェルターと連携し、可能な支援を行なう。	